

いま、働き続ける方が 増えています。

60歳からの働き方改革

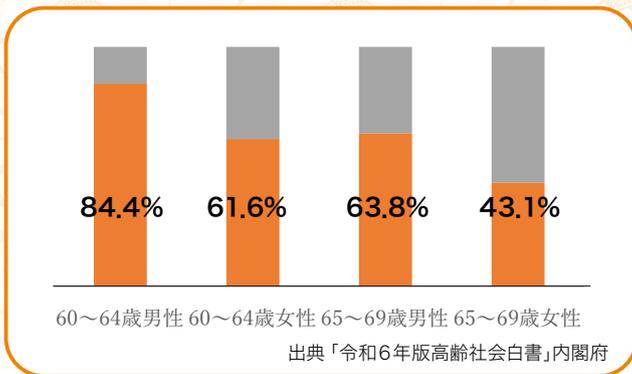
60歳以降も働き続ける場合、公的年金や雇用保険のさまざまな制度が適用されます。その内容をしっかり確認しておきましょう。

監修/ 社会保険労務士 望月厚子



60代前半も働く男性は8割以上

一般的な定年を迎えたあとも、多くの方が働いています。60代前半で働く方の割合は男性は約8割、女性は約6割。60代後半になっても男性は約6割、女性は約4割が働いています。



同じ職場で働く? 職場を変えて働く?

会社は、従業員が65歳まで働き続けられるよう「65歳までの定年の引き上げ」「65歳までの継続雇用制度の導入」「定年制の廃止」のいずれかを実施するよう法律で義務付けられています。このため、多くの方が同じ職場で働き続けることを選んでいます。



同じ職場で働く方は
①②をチェック!



職場を変えて働く方は
①③④をチェック!

1 在職老齢年金制度が適用されるか確認しましょう

厚生年金保険に加入して、年金を受け取りながら働く場合、「在職老齢年金制度」が適用されます。下の表のとおり、収入額*と年金額の合計が50万円(2024年度の場合)を超えると、年金の一部または全額が支給停止となります。
 ※計算に使われるのは、総報酬月額相当額。月給(標準報酬月額)に、直近1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額を足した額。

2024年度 在職老齢年金の早見表 (60歳以上)

| 年金受給額(老齢厚生年金の月額) | | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 25 |
|------------------|----|------|------|------|------|------|------|
| 収入 総報酬月額相当額 | 16 | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 25 |
| | 20 | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 25 |
| | 24 | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 25 |
| | 28 | 15 | 17 | 19 | 21 | 22.5 | 23.5 |
| | 32 | 15 | 17 | 18.5 | 19.5 | 20.5 | 21.5 |
| | 36 | 14.5 | 15.5 | 16.5 | 17.5 | 18.5 | 19.5 |
| | 40 | 12.5 | 13.5 | 14.5 | 15.5 | 16.5 | 17.5 |
| | 44 | 10.5 | 11.5 | 12.5 | 13.5 | 14.5 | 15.5 |
| | 48 | 8.5 | 9.5 | 10.5 | 11.5 | 12.5 | 13.5 |
| | 52 | 6.5 | 7.5 | 8.5 | 9.5 | 10.5 | 11.5 |

(単位：万円)

縦軸の収入と横軸の年金受給額が交わった部分の数字が、在職老齢年金制度の適用により、実際に受給できる年金額となります。

ケース①

老齢厚生年金の額 月額15万円
 総報酬月額相当額 月額36万円(ボーナスなし)
在職老齢年金制度適用後の年金額 月額14.5万円
 したがって、ケース①は、月額5,000円減額される

ケース②

老齢厚生年金の額 月額10万円
 総報酬月額相当額 月額30万円(ボーナスなし)
在職老齢年金制度適用後の年金額 月額10万円
 したがって、ケース②は、減額されない

2022年4月から、働いた分、毎年年金額がアップ 在職定時改定が導入されています

厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給している65歳以上70歳未満の方が対象の制度です。9月1日時点で厚生年金保険に加入している場合、前年9月から当年8月までの厚生年金保険の加入期間を追加して、年金額が再計算されます。増えた年金額は10月分から反映されます。なお、老齢厚生年金の繰下げ待機中の方は対象外です。

2 定年後、賃金が下がってしまったら… 高年齢雇用継続基本給付金が受けられます

60歳以降も同じ職場で働き続ける場合でも、定年後に収入が大幅に減ることがあります。そのような方に支給される給付金です。手続きは勤務先がおこなうので、自分でする必要はありません。

【支給要件】

- 60歳以上65歳未満で、雇用保険の一般被保険者
- 60歳時点の賃金と比較し、60歳以後の賃金が75%未満に下がった
- 雇用保険に加入していた期間が5年以上ある

高年齢雇用継続基本給付金の支給額は、低下率によって計算されます。下記は一例です。

| 60歳時点の賃金 | 60歳以後の賃金 | 低下率 | 受け取れる金額 |
|--|----------|-----|--------------------------------|
| 40万 (60歳に到達する前6か月間の総支給額を180で割った「賃金日額」の30日分の額・賞与は除く) | 36万 | 90% | 75%未満に低下していないので 支給なし |
| | 28万 | 70% | 60歳以後の賃金の4.67%の 13,076円 |
| | 20万 | 50% | 60歳以後の賃金の15%の 30,000円 |

3

退職後の手続きは ご自身でおこないます

健康保険に関する手続き

退職してすぐに再就職しない場合、健康保険を任意継続するか、国民健康保険に加入するか、家族の健康保険の被扶養者になるか、いずれかを選ぶことになります。

① 健康保険の任意継続被保険者

退職後も、希望すれば元の職場の健康保険に最長2年間、加入し続けることができます。

[保険料]

- 退職時の標準報酬月額(上限あり)をもとに計算
- 在職中は会社と本人で保険料を半分ずつ負担したが、退職後は本人が全額負担
- 保険料は、原則2年間変わらない

[手続き]

退職日の翌日から20日以内に手続きが必要

② 国民健康保険に加入

元の職場の健康保険に加入しない人は、国民健康保険に加入します。

[保険料]

- 前年の所得や世帯人数などに応じて決定する。任意継続の保険料と比較できるよう、あらかじめ市区町村役場などで調べておくのがおすすめ

[手続き]

市区町村役場で加入手続きをおこなう

③ 家族の扶養に入る

家族に会社員や公務員がいる場合、その勤め先の健康保険に被扶養者として加入すれば、保険料の負担はありません。被扶養者になるには、年収などの条件があるので、家族の加入する健康保険組合または協会けんぽにお問い合わせください。

公的年金に関する手続き

60歳になるまでは国民年金に加入する義務があります。次のような場合は国民年金に関する手続きを市区町村役場でおこないましょう。

● 本人が60歳になる前に退職する場合

再就職までに1日でも空白期間がある場合は、国民年金に加入する手続き(第1号被保険者の資格取得届)をします。専業主婦(夫)などの被扶養配偶者についても、配偶者が60歳未満なら種別変更の手続きが必要です。

● 本人は60歳になってから退職したが、被扶養配偶者が60歳未満の場合

本人の手続きは不要ですが、被扶養配偶者については、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要となります。国民年金保険料の納付が必要となりますが、収入減により納付が困難な場合は、保険料免除の申請を併せておこなうことができます。

● 再就職まで期間が空くなら任意加入制度も検討しましょう

学生時代などに国民年金保険料が納められなかった期間や、公的年金に加入していなかった期間があった場合、その期間に応じて老齢基礎年金の年金額が少なくなります。60歳以降でも国民年金保険料を納めることで老齢基礎年金を満額に近づけることができる任意加入制度があります。

[手続き]

本人が市区町村役場または年金事務所に申し出て、60歳以上65歳未満の間に最大5年間(納付月数480月まで)、国民年金保険料を納める



4

退職後、求職や再就職のときに もらえる手当があります

65歳未満なら

基本手当

以下の要件を満たす方が、定年や倒産、契約期間の満了、自己都合などにより離職した場合、生活の心配をすることなく新しい仕事を探せるよう、支給されるものです。

[支給要件]

- 雇用保険の加入期間が、離職の日以前2年間に、通算12か月以上ある(倒産などの場合、離職の日以前1年間に通算6か月以上ある)
- 就職の意思がある
- いつでも就職できる健康状態、環境にある
- 就職が内定、決定していない

[所定給付日数や支給額]

- 所定給付日数は失業理由や年齢、被保険者期間によって決まる
- 基本手当日額は、賃金日額※によって決まる
- 基本手当日額については上限額と下限額がある

※ 離職した日の直前6か月に支払われた賃金(賞与を除く)から算出。

【ケース①と②共通の前提条件】

離職時年齢: 60歳~64歳、離職理由: 定年退職
被保険者期間: 20年以上、所定給付日数: 150日
途中で再就職しないで所定給付日数を受け取った場合

ケース①

離職前6か月の賃金が30万円の場合
1日当たり5,096円(端数処理後)
所定給付日数が150日のため、総額764,400円
(実際は4週間に1回振込)

ケース②

離職前6か月の賃金が40万円の場合
1日当たり6,000円(端数処理後)
所定給付日数が150日のため、総額900,000円
(実際は4週間に1回振込)

65歳以上なら

高年齢求職者給付金

65歳以上の方が離職した場合に一時金で支給されます。

[支給要件]

- 雇用保険の加入期間が、離職の日以前1年間に通算6か月以上ある
- 就職の意思がある
- いつでも就職できる健康状態、環境にある
- 就職が内定、決定していない

[所定給付日数や支給額]

- 離職前の雇用保険加入期間が1年未満なら30日分、1年以上なら50日分
- 基本手当日額×所定給付日数分を、一時金で受け取る

65歳未満で、基本手当などの受給中に再就職が決まったら

高年齢再就職給付金

60歳以降に離職し、再就職した方が以下の要件を満たすと支給されます。

[支給要件]

- 60歳以上65歳未満で、雇用保険の一般被保険者
- 離職前の雇用保険加入期間が5年以上で、基本手当の給付日数を100日以上残して再就職した
- 60歳時点の賃金と比較し、60歳以後の賃金が75%未満に下がった

[給付期間や支給額]

- 基本手当の残り日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合は2年間
- 再就職先の賃金の15%を限度とする

お互い元戻張ろ!

給付金額の算出方法は「高年齢雇用継続基本給付金」と同様です。
②をチェック!

